

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

愛媛県今治市

### 2 構造改革特別区域の名称

今治市ふわっとほろよい酒特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

愛媛県今治市の全域

### 4 構造改革特別区域の特性

#### (1) 位置と気候等

今治市（以下「本市」という。）は、平成 17 年 1 月に、12 市町村（旧今治市、旧朝倉村、旧玉川町、旧波方町、旧大西町、旧菊間町、旧吉海町、旧宮窪町、旧伯方町、旧上浦町、旧大三島町、旧関前村）による広域新設合併により誕生した市である。

愛媛県の北東部に位置し、瀬戸内海のほぼ中央部に突出した高縄半島の東半分を占める陸地部と芸予諸島の南半分を占める島しょ部からなり、緑豊かな山間地域を背景に、中心市街地の位置する平野部から世界有数の多島美を誇る青い海原まで、変化に富んだ地勢となっている。

歴史的には、7 世紀に伊予の国府が置かれたことが示すように古くから政治・文化の中心地であり、村上海賊が活躍した中世を経て、1604 年に藤堂高虎公により今治城が築城され、都市発展の礎が築かれた。

現在は、四国初の開港場・今治港を中心に発展してきた市街地には、都市機能が集積され、固有の伝統・文化を受け継ぎながら特色ある地場産業を興してきた島しょ部と陸地部が、本市の交通体系の中心を担う瀬戸内しまなみ海道を有効に活用して、地域資源を有機的に連携させて、市域が一体となって魅力的な定住圏の形成を目指している。（今治市定住自立圏の形成）

総面積は 419.21 km<sup>2</sup>で、瀬戸内海特有の温暖寡雨な気象条件にある。年間平均気温は 15.9℃で年間平均降水量は 1,200mm 前後である。

#### (2) 人口

人口は平成 27 年国勢調査値では、158,114 人（平成 22 年国勢調査値 166,532 人）で、年齢構成は 15 歳未満が 11.9%（平成 22 年国勢調査値 12.5%）、65 歳以上が 33.4%（平成 22 年国勢調査値 28.7%）となっており、少子・高齢化が進んでいる。

#### (3) 産業

本市の産業は、日本一のシェアを誇るタオル産業をはじめとして、合併により世界有数の海事関連産業（海運・造船・舶用工業）の集積地となり、日本最大の海事都市となっている。また、第一次産業のうち農業分野においては「今治市食と農のまちづくり条例」を制定し、食の安全・安心の確保へ取り組み、地域ブランド化を進めている。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

本市は、先に紹介したように地勢的にも歴史的にも都市機能が集積する旧今治市を中心にして、その周辺部の山間部・島しょ部地域それぞれが互いに経済・社会・文化など住民生活において深く結びついてきた。また、それぞれの地域はその多様な地域資源を元に地場産業が発展してきた背景がある。

特に、周辺部においては農業を中心とした第一次産業が主要な産業であるが、地勢的な影響から大規模経営化が困難であることに加え、高齢化が進み担い手不足に直面し、そのため耕作放棄地も増加している現状である。

そうした中で、本市としては地元農産物等のブランド化を進めることで、その経営基盤の強化に取り組んでいるところである。本市では地域資源を様々な切り口から生かす意味で体験型の観光振興に力を入れており、その中でもグリーンツーリズム（農家民宿レストラン、漁業体験や収穫体験等含む。）は、様々なメニューを合わせて近年は年間4万件前後の受け入れ実績がある。こうした地域の資源を生かした交流人口の増加は、今後の定住促進にも大きな効果があるものと期待しているところである。

このような取り組みを行っている中で、本特例措置によって自らが栽培した米を利用した「どぶろく」を提供することにより、グリーンツーリズムに新たな付加価値を生み出すことができる。また、生産者自ら、加工者自らが、あるいは両者が連携して地域特産品や加工品等を使ったリキュールを製造し、提供することを通じて、地域特産品等の更なるブランド力の強化と交流人口が拡大することで、雇用機会の創出や担い手の育成につながるものと期待できる。また、様々な地域特産品等を原材料として地域で加工する技術を蓄積することで、新たな起業化も期待できる。

このように、本特例措置を活用する意義はきわめて大きいものである。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

本特例措置を活用することによって、自らが栽培した米を利用した「どぶろく」を製造、提供する。または、本市の各地域が特性を生かした特産品等を生産し、これを原材料としたリキュールを製造する。「どぶろく」の提供では農業者の多角経営課による経営基盤の強化と観光メニューの追加や特産品の増強により、市への訪問者を増やし関係人口・交流人口の拡大を図ることを目標とする。リキュール製造においては、特産品の通常の消費に加え、加工することにより特産品等の消費・利用の拡大が期待される。あわせて、リキュール製造という新たな切り口により、地域ブランド力の強化にもつなげたい。

また、本市に定着しつつあるグリーンツーリズムの参加形態を、日帰り型から滞在型へとシフトすることも期待でき、交流人口の拡大定着に結びつけることで地域の活性化を図ることとしたい。

さらには、こうした取り組みによって雇用機会の創出、醸造技術の蓄積によって新たな起業化の推進によって定住人口の拡大にも努めたい。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本特例措置の実施により、自ら栽培した米を利用した「どぶろく」製造や地域の特産品

や加工品等を活用しリキュールを製造・販売することにより、グリーンツーリズムをはじめとした観光事業と連携を強化して、新たな産業としての確立につなげる。

また、地域ブランド力の強化にもつながることから、特産品等の消費拡大による経営基盤の強化にも期待ができる。

これらによって、地域経済に大きく貢献できるものである。

#### 【数値目標】

項 目	令和2年度	令和5年度	令和8年度
農家レストラン・民宿開業者数（件）	11	12	13
特定酒類製造事業者数（件）	0	1	1
特産酒類製造事業者数（件）	1	1	2
特定酒類製造数量（kl）	0.0	0.4	0.7
特産酒類製造数量（kl）	1.1	1.1	2.0

※各項目の実績値及び目標値については、各年度における累計値となっている。

#### 8 特定事業の名称

707（708） 特定農業者による特定酒類の製造事業

709（710，711） 特産酒類の製造事業

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

(別紙) 1

1 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

構造改革特別区域内で酒類を自己の営業場において飲用に供する業(農家民宿や農家レストランなど)を併せ営む農業者で、米(自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令に定めるものに限る。)を原料としたその他の醸造酒(以下「濁酒」という。)を製造しようとする者。

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画変更の認定を受けた日

4 特定事業の内容

①事業に関与する主体

上記2に記載の認定計画特定農業者で、酒類製造免許を受けた者

②事業が行われる区域

今治市の全域

③事業の実施期間

上記2に記載の認定計画特定農業者が、酒類製造免許を受けた日以降

④事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の認定計画特定農業者が、濁酒の提供を通じて地域の活性化を図るため濁酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において農家民宿、農家レストランなどを営む農業者が、米(自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。)を原料とした濁酒を製造する場合には、製造免許に係る最低製造数量基準が適用されず、酒類製造免許を受けることが可能となる。

本特例措置により、特定農業者による濁酒の製造・提供が可能となることで、農業者の多角経営化による経営基盤の強化が期待できるとともに、地域にとっては農村体験などの新たな観光メニューや地域の特産品が加わり、地域の活性化に大いに貢献できるものである。

なお、当該特定事業により酒類製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき、酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査、調査の対象とされる。

本市は、今回特区の普及啓発にあわせて、無免許製造を防止するために制度内容の広報に努めるとともに、特産酒類の製造免許を受けた者が酒税法の規定に違反しないよう、広報周知するとともに指導を行う。

(別紙) 2

1 特定事業の名称

709 (710, 711) 特産酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産される地域の特産物として指定された農産物又は当該区域内において生産される農産物を原材料として製造される地域の特産物として指定された加工品(しそ、うめ、ゆず、かぼす、バイマックルー(こぶみかん)、カラマンシー、ミント、レモングラス、ブルーマロウ、バタフライピー、いちご、うんしゅうみかん、はっさく、いよかん、ネーブルオレンジ、レモン、じゃばら、せとか、はるか、不知火、中晩柑、晩白柚、ブラッドオレンジ、ベルガモット、ライム、フィンガーライム、ざくろ、クロスグリ(カシス)、フェイジョア、ブルーベリー、マルベリー(桑の実)、牛乳、生クリーム、ヨーグルト又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるもの)を原料としたリキュールを製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

①事業に関与する主体

上記2に記載した者で、酒類製造免許を受けた者

②事業が行われる区域

今治市の全域

③事業の実施期間

上記2に記載した者が、酒類製造免許を受けた日以降

④事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載した者が、地域の特産物として指定された農産物又は当該区域内において生産される農産物を原材料として製造される地域の特産物として指定された加工品(しそ、うめ、ゆず、かぼす、バイマックルー(こぶみかん)、カラマンシー、ミント、レモングラス、ブルーマロウ、バタフライピー、いちご、うんしゅうみかん、はっさく、いよかん、ネーブルオレンジ、レモン、じゃばら、せとか、はるか、不知火、中晩柑、晩白柚、ブラッドオレンジ、ベルガモット、ライム、フィンガーライム、ざくろ、クロスグリ(カシス)、フェイジョア、ブルーベリー、マルベリー(桑の実)、牛乳、生クリーム、ヨーグルト又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるもの)を原料としたリキュールの提供・販売を通じて地域の活性化を図るためにリキュールを製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、本市が地域の特産物として指定した農産物又は加工品(しそ、うめ、ゆず、かぼす、バイマックルー(こぶみかん)、カラマンシー、ミント、レモングラス、ブルーマロウ、バタフライピー、いちご、うんしゅうみかん、はっさく、いよかん、ネーブルオレンジ、レモン、じゃばら、せとか、はるか

か、不知火、中晩柑、晩白柚、ブラッドオレンジ、ベルガモット、ライム、フィンガーライム、ざくろ、クロスグリ（カシス）、フェイジョア、ブルーベリー、マルベリー（桑の実）、牛乳、生クリーム、ヨーグルト又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるもの）を原料としたリキュールを製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6キロリットル）が1キロリットルに引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。

本特例措置によるリキュール製造への取り組みによって、様々な地域の特産品や加工品等を新たな商品とすることができ、地域ブランド力につながるものであり、地域の活性化に大いに貢献できるものである。

なお、当該特定事業により酒類製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき、酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査、調査の対象とされる。

本市は、今回特区の普及啓発にあわせて、無免許製造を防止するために制度内容の広報に努めるとともに、特産酒類の製造免許を受けた者が酒税法の規定に違反しないよう、広報周知するとともに指導を行う。